



## すぐに購入できる物件

平成30年3月12日

※下記「すぐに購入できる物件」の受付開始日時  
【平成30年3月13日（火）午前9時～】

物件番号	所在地	数量(m <sup>2</sup> )	地目	用途地域	建ぺい率/容積率(%)	提出期限	売却価格(千円)	詳細	
2904	豊見城市字平良大城原240番198	1,280.42	宅地	第一種低層住居専用地域	50%/100%	H30.4.27	54,900	物件調書(PDF)	写真(PDF)

表右の詳細から物件の詳しい案内をご覧になれます。

### 1. 上記物件について

上記物件は、一般競争入札を実施した結果、契約に至らなかった物件について、先着順にて売払を行うものです。

### 2. 買受けの申込み方法

- 申込先 沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官
- 申込時間 午前9時～正午・午後1時～午後5時(土日・祝日等の閉庁日を除く)
- 申込方法 買受けの申込みに当たり、次の書類を提出していただく必要があります。申込先に直接持参してください。(郵送不可)

#### 1. 普通財産売払申請書(PDF)

#### 2. 添付書類(発行後3か月以内のもの)

- ・個人の場合は、①住民票2通、②印鑑証明書1通、③誓約書(PDF)
  - ・法人の場合は、①法人登記簿謄本2通、②印鑑証明書1通、③誓約書・役員一覧付(PDF)
- 買受希望者は、「売払申請書」(必要書類を添付のこ)に必要な事項を記載のうえ、下記問い合わせ先へ持参願います。

#### (4) 申込に必要な資格

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者、国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当する場合は、申込資格はありません。資格のない者が行った申込みは、無効とします。

#### (5) 売払相手方の決定方法

- 「普通財産売払申請書(「添付書類」を含む)」を提出して頂き、
- ①同一物件につき申込者全員について先着順に優先順位を付して仮受付を行います。
  - ②警察当局に排除要請のある者であるか否か等申込資格について確認させていただきます。
  - ③排除要請なしと判断された後に、正式に受理し、契約相手方と決定します。
- なお、書類の内容や添付書類に不備がある場合は、仮受付できません。

### 3. 売買契約の締結について

- (1) 「普通財産売払申請書」等を受理した日から30日以内(30日目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の閉庁日まで)に売買契約を締結していただきます。
- (2) 売買代金の支払方法は次の2通りがあります。  
ア.一括支払方式(売買契約と同時に全額納付していただく方法)  
イ.契約保証金方式  
契約締結時に売買代金の10%以上の契約保証金を納付し、契約日から20日以内(20日目が土日・祝日等、金融機関の休業日となる場合は、直前の営業日まで)に残額を納付する方法。(契約保証金は売買代金に充当します。)  
残金を期日までに納付されない場合は、契約保証金は国庫に帰属(没収)することとなりますので、ご注意ください。  
(契約時期によっては、一旦売買代金全額を支払っていただき、後日、契約保証金を還付する場合があります。)
- (3) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。(現地引渡しは行いません。)  
所有権の移転登記は、物件の引渡し後、国が行います。
- (4) 所有権の移転と同時に金融機関等が抵当権設定登記をする場合は、できる限り協力しておりますので、下記の連絡先までお問い合わせください。
- (5) 売買代金のほか、次の契約の締結及び履行に関して必要な費用は、売払相手方の負担となります。  
ア.所有権移転登記に必要な登録免許税  
イ.契約書の収入印紙  
ウ.所有権移転の登記済証を郵送希望される場合の郵送料

4. 契約内容の公表

売買契約を締結したものについては、その契約内容(物件所在地、登記地目、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の別(法人にあっては業種))について沖縄総合事務局ホームページで公表します。

5. その他

- (1) 買受けの申込みに当たっては、物件の有無を申込先までご確認ください。
- (2) 買受けの申込みでは、入札保証金及び契約締結等の期限を除き、一般競争入札に付した際の条件を承継することとします。
- (3) 買受けの申込みをされる場合は、物件調書のほか、現地、諸規制等についても必ずご自身でご確認ください。
- (4) 売買物件は全て現況有姿による引渡しとなります。なお、提供しております物件調書と現況が異なる場合は、現況が優先します。
- (5) 掲載しております物件及び申込期限については、予告なく変更する場合があります。

※ ホームページの更新の都合上、既に売却済みの場合がありますので、その節はご了承願います。

※ 手続き等については下記までお問い合わせください。

**沖縄総合事務局 財務部 統括国有財産管理官 電話098-866-0097**  
(〒900-8530 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館10階)

